

「指定短期入所生活介護（ショートステイ）シオンの園」
（仙台市指定第 0475100418 号）（仙台市指定第 0475106118 号）

重要事項説明書

2025(R7)04・01

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 仙台キリスト教育児院
(2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区小松島新堤 7 番 1 号
(3) 電話番号 0 2 2 (2 3 4) 6 3 0 3
(4) 代表者氏名 深田 寛
(5) 設立年月日 昭和 2 7 年 5 月 1 7 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
平成 1 2 年 4 月 1 日指定 仙台市指定第 0475100418 号
* 当事業所は「指定介護老人福祉施設シオンの園」に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、利用者（＝入所者。以下、利用者という）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 指定短期入所生活介護事業所 シオンの園
(4) 施設の所在地 宮城県仙台市青葉区小松島新堤 7 番 1 号
(5) 電話番号 022 (233) 3293 F A X 022 (233)6948
(6) 施設長氏名 福田 宏子
(7) 開設年月日 平成 5 年 4 月 1 日
(8) 入所定員 1 0 人
特別養護老人ホームシオンの園の定員 5 0 名以内
地域密着型介護施設シオンの園の定員 2 0 名以内
- (9) 営業日及び営業時間
① 営業日 年中無休 ② 受付時間 9 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0

3 居室等の概要

- ・ 当施設では、入所される居室は、1 人部屋又は 2 人部屋です。通常は 1 人部屋（個室）をご利用いただきます。
（居室の変更については、利用者から変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変

更する場合があります。その際には、利用者や身元引受人等と協議のうえ決定するものとします。)

(1) 居室について 1 人部屋 20 室・ (ショートステイ用のベッドは 10 床)
 2 人部屋 20 室 合 計 40 室

(2) 設備等 食堂 2 ケ所 医務室 1 室 浴室 1 室 (個浴槽 4、特殊浴槽 1)

4 職員の配置・勤務体制

職 種	職 員 配 置 数	職 種	職 員 配 置 数
1 園 長	1	7 管理栄養士	1
2 事 務 員	2	8 調理員	嘱託
3 生活相談員	常勤換算 1 以上	9 医師	嘱託
4 介護支援専門員	常勤換算 1 以 上	10 機能訓練指導員	嘱託
5 看護師	3		
6 介護職員	常勤換算 19 以上		

主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
介護職員（常勤）	A 勤 6：25～15：25
	B 勤 6：30～15：30
	C 勤 11：00～20：00
	D 勤 12：30～21：30
	夜勤 21：30～6：30
介護職員（非常勤）	早番 7：30～12：30
	遅番 15：00～20：00
生活相談員	早番 8：30～17：30
介護支援専門員	日勤 9：30～18：30
看護職員	早番 8：15～17：15
	日勤 9：00～18：00
	遅番 10：00～19：00
医師	週 1 回（及び随時）
機能訓練指導員	週 2 回

* 職員配置・勤務体制等に大きな変化があった場合には別紙によりお知らせいたします。

5 当施設が提供するサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、収入によっては8割、7割）が介護保険から給付されます。

①入浴

- ・入浴又は清拭、寝たきりでも機械浴槽を使用し、週2回入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③栄養管理

- ・常勤の管理栄養士を配置して栄養管理を行います。

④栄養ケアマネジメント

- ・栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて他職種協働により栄養ケアマネジメントを行います。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥機能訓練

- ・機能訓練指導員の指導のもとに、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧施設で負担する介護用品や日常生活用品

- ・介護用品 →各種おむつ、尿取りパット、防水シート、ポータブルトイレ、車椅子、歩行補助具、等。
- ・日常生活用品→布団、毛布、敷布、枕、食事用エプロン、等。

* 介護予防短期入所生活介護について

要支援1、要支援2の利用者については、介護予防短期入所生活介護プランに基づいてサービス提供を行います。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用した料金の全額が入所者の負担となります。

①居住費

- ・1人部屋または2人部屋をご利用いただけます。
- ・居室の利用に伴い、居住費をお支払いいただきます。

②食費

- ・当施設では、管理栄養士のたてる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・食事は、利用者の自立支援のため、離床して食堂でとっていただくことを原則としております。食事開始時間以後希望の時間で食事できます。

・食事開始時間 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

③特別な食事

- ・利用者の希望に基づいた特別な食事。
- ・利用料金：要した費用の実費。

④理髪・美容の出張サービス（紹介）

- ・月に1回、理容師・美容師の出張による整髪サービス（紹介）。

⑤行事、レクリエーションの自己負担について

- ・「見学、鑑賞希望外出、外食」等の実費。

⑥複写物の交付

- ・契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。また、複写物を必要とする場合には複写物を交付します。

但し、2部以上の場合はその分につき実費を負担していただきます。

1枚につき：10円

⑦私用電化製品の電気料について

利用者のテレビなど私用電化製品の電気料金として：1ヶ月750円

⑧ボックスティッシュ代について

5箱1組：400円。

⑨その他必要な料金については、利用者や身元引受人と施設で協議の上、別に定める。

6 加算について

介護保険法で定められているサービスに対する料金の加算。

(1) 毎日算定される加算

①サービス提供体制加算

- ・介護福祉士を一定基準雇用し、人員基準を満たすことでサービス提供体制が高い基準を満たした場合に算定される加算です。

②夜勤職員配置加算

- ・夜間の人員基準より多い職員を配置し、より安心して生活できる環境を作り上げた施設を評価する加算です。

③送迎加算

- ・事業所と居宅等の間の送迎サービスを提供することを評価する加算です。

④処遇改善に関する加算

- ・介護事業所で働く職員のキャリアアップや職場環境を改善するための加算です。

基本単位に①～③の加算を加えた1ヶ月あたりの合計単位数に各加算の加算率を乗じて単位数を算定します。

加算	算定率
介護職員等処遇改善加算	14.0%

(2) 特別な場合にのみ算定される加算

①療養食加算（1食8単位・1日最大24単位）

- ・利用者の年齢や心身の状況によって、管理栄養士が管理する療養食（病養食）を提供した際に、算定させていただきます。

6 利用料金について

(1)利用者の要介護度に応じた介護サービス費から、介護給付費額を除いた利用者負担額をお支払い下さい。（利用者負担額は、契約者の要介護度、収入によって異なります。）

また、居住費や食費も併せて請求いたします。

計算方法

例：「従来型個室、要介護5、送迎無し、利用者負担第4段階、1割負担」の場合

	1日あたり
基本単位	884単位
サービス提供体制加算	22単位
夜勤職員配置加算	13単位
送迎加算	0単位
基本単位と加算合計	919単位

$$919 \text{ 単位} \times \text{処遇改善加算 } 14.0\% \div 129 \text{ 単位（四捨五入）}$$

$$\text{介護サービス総単位数} = 919 + 129 = 1,048 \text{ 単位}$$

$$1,048 \text{ 単位} \times \text{地域単価 } 10.33 = 10,825 \text{ 円（小数点以下切捨て）}$$

10,825 円	→	介護給付費額	90%	9,743 円
	→	利用者負担額	10%	1,083 円

居住費	1,267 円
食費	1,585 円
自己負担額	1,083 円
1日のサービス利用料金	3,935 円

料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(2) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月25日までに、下記イ、ロいずれかの方法でお支払い下さい。尚、振り込み手数料については入所者又は身元引受人が負担するものとします。

また、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

イ、口座からの引き落とし

ロ、下記指定口座への振り込み

宮城第一信用金庫 小松島支店 普通預金 1015877

(3) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

- ・ 利用の予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金を頂く場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出があった場合：無料
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合：介護サービス料の10%（利用状況により、20%若しくは30%）。
- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ・ 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することが出来ます。その場合、既に実施されたサービスにかかる利用料金はお支払いいただきます。

7 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情解決責任者 （職名）園長 福田 宏子
- ・ 苦情受付窓口 （職名）生活相談員 手代木 義一
- ・ 受付時間 毎週月曜日～日曜日 8：30～17：30
- ・ 電話番号 022（233）3293

苦情受け付け箱は、3階公衆電話の横に設置しています。

(2) 苦情の処理

- ① 苦情の訴えがあった場合は、苦情受付にあたる職員が苦情の申し立て者から内容を聴取し解決するように努めます。
- ② ①により解決できなかった場合、苦情受付職員は苦情内容を施設長に報告します。

- ③ 苦情報告を受けた施設長は、解決のために苦情の申し立て者と話し合っ解決に努めるか1週間以内に苦情解決委員会を開催して苦情の内容を調査し、報告書を作成してその処理にあたります。
- ④ 苦情の処理内容は、苦情解決委員会開催後1週間以内に本人に伝えます。
- ⑤ 本人のプライバシーに留意して審査結果を公表します。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

青葉区役所 介護保険課 介護保険係	所在地 980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-1 電話番号 022(225)7211 受付時間 9:00～16:30
仙台市健康福祉局 介護事業支援課 施設指導係	所在地 980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 電話番号 022(214)8318 受付時間 9:00～16:30
国民健康保険団体 連合会	所在地 980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 022(222)7079 受付時間 9:00～16:30

<重要事項説明書付属文書>

1 施設の概要

(1) 建物の構造 : 鉄筋コンクリート造り地上3階建て

(2) 建物の延べ床面積 : 2871㎡

(3) 併設事業

指定介護老人福祉施設事業（シオンの園）

指定地域密着型介護老人福祉施設事業（地域密着型シオンの園）、

指定居宅介護支援事業（小松島ケアプランセンター）、

指定地域包括居宅介護支援事業（小松島地域包括支援センター）。

(4) 施設の周辺環境

交通の便がよい。子どもの施設に囲まれ交流もある。緑に囲まれている。

2 職員の配置

<配置職員の職種>

介護職員 利用者の、日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。

生活相談員 利用者の、日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員 主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助も行います。

介護支援専門員 利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

機能訓練指導員 利用者の、機能訓練を担当します。

医師 利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。

3 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第3条参照）

(1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合にはその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

① 当事業所の担当者に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

↓

② その担当者は短期入所生活介護計画について、利用者及び身元引受人等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

↓

③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは利用者及び身元引受人等の要請に応じて、変更の必要のある場合には、利用者及び身元引受人等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

↓

- ④ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) 利用者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービスの提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

- ・ 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- ・ 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- ・ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払いー契約書第9条参照)



＜居宅サービス計画(ケアプラン)の作成＞



- ・ 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します
- ・ 介護保険給付対象サービスについては介護保険の給付費を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合

- ・ 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- ・ 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき利用者にサービス提供します。
- ・ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払いー契約書第9条参照)

＜要支援、要介護と認定された場合＞

- ・ 居宅サービス計画(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。



＜居宅サービス計画(ケアプラン)の作成＞



- ・ 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービス提供します。
- ・ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

＜自立と認定された場合＞

- ・ 契約は終了します。
- ・ 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

4 サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者に提供したサービスについての記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

但しく利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高く、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない、身体拘束その他の行動制限が一時的である＞場合に、本人或いは家族に説明し、記録を記載するなどして身体を拘束する場合があります。

- ⑥ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するに当たって知り得た利用者又は身元引受人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩（ろうえい）しません。（守秘義務）

但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、利用者の同意を得ます。

5 サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

- ・ 利用日数に見合った量の物品にして下さい。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第14条、第15条参照）

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。
- ・ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとしします。

但し、その場合ご本人のプライバシーの保護等について十分な配慮を行います。

- ・ 当事業所の職員や利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙場所以外での喫煙は出来ません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院・治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づける物でもありません。）

① 協力医療機関

針生舟田 病院	泉区長命ケ丘 2-17-2 内科、消化器科、整形外科、呼吸器科、循環器科、等。	TEL 022(378)6021
宮城中央 病院	青葉区上杉 1-9-17 内科、消化器科、整形外科、リハビリテーション科、等。	TEL 022(224)1307

② よく利用する医療機関

内 科：星内科小児科	宮城野区幸町 2-20-13	TEL 022(256)1973
外 科：北原整形外科	泉区南光台南 2-16-24	TEL 022(252)7735
脳外科：仙台東脳外科	宮城野区岩切 1-12-1	TEL 022(255)7117
皮膚科：熊坂皮膚科	宮城野区鶴ケ谷 5-15-2	TEL 022(252)6211

6 損害賠償について（契約書第16条、第17条参照）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7 サービス利用をやめる場合（契約終了について）（契約書第19条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間ですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、次のような事項に該当するにいたった場合には、当事業者との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ⑤ 当事業所が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者が契約解除の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第20条、第21条参照）

契約の有効期間であっても利用者から、利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第22条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し相当期間を定めた催促にもかかわらずこれを支払わない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約終了に伴う援助（契約書第19条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8 身体拘束等の適正化の取り組み

事業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、自傷他害等の恐れがある場合等、契約者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、原則として身体拘束その他の契約者の行動を制限する行為を行いません。緊急

止むを得ず身体的拘束等を行う場合、①切迫性(直ちに身体拘束を行わなければ、契約者ご本人又は他のご利用者等の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合)②非代替性(身体拘束以外に、契約者ご本人又は他のご利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合)③一時性(身体拘束その他の行動制限は一時的なものである必要があります。契約者ご本人又は他のご利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します)の要件を満たしていることをカンファレンスにて確認の後、契約者ご本人及びご家族等に説明し、同意を得たうえで対処し、その実施状況や時間等について経過観察記録を作成し保管します。また、事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取組みを積極的に行います。

(シオンの園) 個人情報使用同意書

2024(R6)04・01

私（利用者及び身元引受人）は、事業者が行う介護支援において、その円滑な遂行により、良質な介護サービスを受けることができるようにするため、次のような場合に、必要最小限の範囲で、事業者が私の個人情報を使用することに同意します。

1 使用する目的

- ① 会議開催などサービス提供のために必要性がある場合。
- ② サービス提供事業者、行政の福祉担当者・保険・医療と連携を図るなどの必要がある場合。
- ③ 施設内外での研修や研究会において事例研究や資料として使用する場合。
- ④ クラウドソフト等を通じて、サービス提供のために必要性がある場合

2 使用する範囲

サービス提供事業者、行政の福祉担当者・保険・医療・研修や研究会参加者。

3 使用する期間

研修等においては退所後の使用もあるが、原則として利用契約している期間。

4 使用するにあたっての条件

情報提供にあたっては、関係者以外のものに漏れることのないように細心の注意を払って使用する。

施設外の研修や研究会で使用する場合は、事前に同意を得て使用する。

「指定短期入所生活介護」利用契約書

2024(R6)09・01

特別養護老人ホーム シオンの園

利用者（＝入所者。以下、利用者という）と社会福祉法人仙台キリスト教育児院（以下「事業者」という）は、入所者が特別養護老人ホームシオンの園（以下「シオンの園」という。）における居室及び共用施設等を使用して生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護計画」という。）は、別紙＜サービス利用書＞に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了日の2日前までに利用者から事業者に対して文書により契約終了の申出がない場合には、契約は更新されたものとしします。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所生活介護計画を作成するものとしします。
- 2 事業所は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとしします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、利用者に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとしします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合

には、利用者と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

- 5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、レクリエーション、注文外食等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の身元引受人等に対しても分かりやすく説明するものとします。

第6条（利用者等への説明）

- 1 事業者は、本契約に基づいて利用者に対して行うのと同様の内容の説明を、身元引受人等に対しても行うよう努めるものとします。
- 2 利用者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の身元引受人等へ適時説明を行うよう努めるものとします。

第7条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第8条（運営規定の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規定にしたがい、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第9条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定

める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分（自自己負担分：通常サービス利用料金の１割、収入によっては２割、３割）を事業者に支払うものとします。

但し、利用者が未だ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金全額を支払うものとします。要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い。）。

- 2 第５条に定めるサービスについては、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は利用期間中の居住費と食事関係諸費及び利用者の日常生活上必要となる費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 4 利用者は、第３項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に支払うものとします。又、前払いで支払った場合は、利用終了時に清算するものとします。

第１０条（利用の中止・変更・追加）

- 1 利用者は、第７条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
- 3 事業者は、第１項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとします。
- 4 利用者は、第７条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、利用者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第１４条第３項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第４項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第１１条（利用料金の変更）

- 1 第９条第１項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更できるものとします。
- 2 第９条第２項及び第３項に定めるサービス利用料金については（法律の改正により変更となる場合を除き）、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、事業者は、利用者に対して変更を行う日の２ヶ月前までに説明したうえで、当該サービス料金を相当な額に変更することができます。

- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第12条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービス提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取、確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第13条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又は契約書等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、利用者又は家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 利用者の義務

第14条（利用者の施設利用上の注意義務）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとるこ

とを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 3 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第15条（利用者の禁止行為）

利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 施設内（敷地含む）での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (3) その他決められた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第16条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第17条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体長変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第18条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責めに帰すべき事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は、利用者に対して、すでに実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払を請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第19条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところにしたがい、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - (3) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - (5) 事業所が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (6) 第20条から第22条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第(1)を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第20条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1) 第8条第2項、第11条第3項による場合
 - (2) 利用者が入院した場合
 - (3) 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第21条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められ得る場合
- (4) 他の利用者が、利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける

恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第22条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による、第9条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われなかった場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第23条（清算）

第19条第1項第(2)号から第(6)号により本契約が終了した場合において、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払及び第14条第3項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負っているときには、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第24条（利用当事者の代理人等について）

利用者は、契約の期間中に事理弁識能力喪失（物事を正しく判断できる能力）その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は法定もしくは任意後見人を定め、契約の権利・義務を代理するものとして定めることに同意します。

第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第26条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

令和 年 月 日

- 1 利用者は介護サービスの提供開始に当たり、「指定短期入所生活介護重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を受けました。
- 2 利用者は介護サービスの提供開始に当たり、「個人情報使用同意書」に基づき、個人情報を使用することに同意します。
- 3 利用者は介護サービスの提供開始に当たり、「指定短期入所生活利用契約書」を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

<利用者>（身元引受人兼連帯保証人代筆可）

（本人署名、代筆の別を○で囲んでください）

住 所

本人・代筆

氏 名

印

<身元引受人兼連帯保証人>（本人自署・捺印）

本人との関係

住 所

氏 名

印

<事業所>

住 所

仙台市青葉区小松島新堤7-1

事業所名

社会福祉法人 仙台キリスト教育児院

指定介護老人福祉施設 シオンの園

園 長 福 田 宏 子 印

<説明者>

職 名

氏 名

印

(施行期日)

この契約書は、平成 12 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 15 年	2 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 17 年 10 月		1 日から施行する
この契約書は、平成 18 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 18 年 10 月		1 日から施行する
この契約書は、平成 18 年 12 月		1 日から施行する
この契約書は、平成 19 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 19 年	7 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 20 年	1 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 20 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 21 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 21 年 11 月		1 日から施行する
この契約書は、平成 24 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 26 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 27 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 27 年 11 月		1 日から施行する
この契約書は、平成 28 年	1 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 29 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、平成 30 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、令和 1 年	5 月	1 日から施行する
この契約書は、令和 3 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、令和 3 年 10 月		1 日から施行する
この契約書は、令和 4 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、令和 5 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、令和 6 年	4 月	1 日から施行する
この契約書は、令和 6 年	8 月	1 日から施行する。
この契約書は、令和 7 年	4 月	1 日から施行する。